

佐賀県教育委員会事務局組織規則及び佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第3号

佐賀県教育委員会事務局組織規則及び佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則
(佐賀県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 佐賀県教育委員会事務局組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(課の分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課・教育振興課 略 教職員課 (1) 教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する こと。 <u>(2) 教職員の厚生、福利及び公務災害補償に関すること。</u> <u>(3) 教職員の服務に関する研修及び人事評価に関すること。</u> (4) 略 (5) <u>教育関係職員の保健衛生に関すること。</u> <u>(6) 教育関係職員健康診断審査委員会に関すること。</u> (7) <u>教職員の組織する職員団体に関すること。</u> (8) 略 (9) <u>市町立学校の学級編制に関すること。</u> 学校教育課 略 保健体育課 (1) 略	(課の分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課・教育振興課 略 教職員課 (1) 教職員の任免、給与、分限、懲戒、 <u>服務、人事評価</u> その他の 人事に関すること。 (2) <u>市町立学校の学級編制に関すること。</u> (3) 略 (4) <u>教育職員の働き方改革に関すること。</u> (5) <u>教育関係職員の保健衛生に関すること(佐賀県教育関係職員 健康診断審査委員会に関することを含む。)</u> (6) <u>教職員の厚生福利及び公務災害補償に関すること。</u> (7) 略 学校教育課 略 保健体育課 (1) 略

改正前	改正後																		
<p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>SAGA部活の推進に関すること。</u></p> <p>第9条 略</p> <p>2 事務局に推進監を置くことができる。</p> <p>3 課長は、上司の命を受け、その課務を<u>つかさどり</u>、その職員の服務について指揮監督する。</p> <p><u>4</u> 推進監は、上司の命を受け、教育DXに関する事務を<u>つかさどり</u>、所属の職員の服務について指揮監督する。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>第10条 略</p> <p>2 室長は、上司の命を受け、その室務を<u>つかさどり</u>、その職員の服務について指揮監督する。</p> <p>3 略</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="264 1141 1122 1361"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育振興課 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	略			指導主幹	教育振興課 略	略	<p>(2) <u>部活動に関すること。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>第9条 略</p> <p>2 事務局に<u>政策企画監及び推進監</u>を置くことができる。</p> <p>3 課長は、上司の命を受け、その課務を<u>掌理し</u>、その職員の服務について指揮監督する。</p> <p><u>4</u> <u>政策企画監は、上司の命を受け、事務局の分掌事務に係る政策及び企画の推進等に関する事務を掌理する。</u></p> <p><u>5</u> 推進監は、上司の命を受け、教育DXに関する事務を<u>掌理し</u>、所属の職員の服務について指揮監督する。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>第10条 略</p> <p>2 室長は、上司の命を受け、その室務を<u>掌理し</u>、その職員の服務について指揮監督する。</p> <p>3 略</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="1178 1141 2040 1361"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育総務課 教育振興課 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	略			指導主幹	教育総務課 教育振興課 略	略
職	課又は室	職務																	
略																			
指導主幹	教育振興課 略	略																	
職	課又は室	職務																	
略																			
指導主幹	教育総務課 教育振興課 略	略																	

改正前	改正後
第17条 略 2 略 3 所長は、教育長の指揮を受け、その管轄区域内の教育事務をつかさどり、その職員の服務について指揮監督する。 4～11 略	第17条 略 2 略 3 所長は、教育長の指揮を受け、その管轄区域内の教育事務を <u>掌理</u> し、その職員の服務について指揮監督する。 4～11 略

(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。 (1)～(7) 略 (8) 教育委員会事務局の理事、副教育長、教育危機管理・広報総括監、課長、推進監及び教育事務所長並びに学校（市町立学校を含む。）その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員の任免に関する事 (9)～(14) 略 2～4 略	(議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。 (1)～(7) 略 (8) 教育委員会事務局の理事、副教育長、教育危機管理・広報総括監、課長、 <u>政策企画監</u> 、推進監及び教育事務所長並びに学校（市町立学校を含む。）その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員の任免に関する事 (9)～(14) 略 2～4 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中佐賀県教育委員会事務局組織規則第9条第3項の改正規定、同条第4項の改正規定（「つかさどり」を「掌理し」に改める部分に限る。）並びに第10条及び第17条の改正規定は、公布の日から施行する。